



障害者基本計画策定のための質問紙調査のあり方

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田垣, 正晋 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003166

障害者基本計画策定のための 質問紙調査のあり方

田 垣 正 晋

1. 目的

本研究の目的は、障害者基本計画のための質問紙のあり方を提言することである。

筆者は、審議会委員をつとめるなかで、自治体の調査について次のような問題を感じるようになった。すなわち、自治体は、調査の設計をしばしばコンサルティング会社に依頼するが、昨今の予算不足、「コンサル丸投げ」という批判などから、自ら設計や分析をせねばならなくなっている。だが自治体職員は調査手法の教育を受けるとは限らないので、適切な調査設計をすることは難しい。また審議会に入る学識経験者も、調査手法の専門的知見を有するとは限らない。それゆえ本論が自治体職員の調査の力量の向上に貢献できれば幸である。

本文のあとに、いくつかの自治体に提供した調査票を資料として載せている。これはあくまでもサンプルであり、各自治体の実情に基づいてカスタマイズされるべきだが、同時に障害者基本計画は法律上の計画であり、国から指針が出されているので、地域性に留意しつつも、一定の共通した質問項目が必要であるため、参考になるだろう。

同計画策定の質問紙には、純粹にニーズや実態の把握だけではなく、当該自治体の住民が意見を表明する手段、および住民の策定過程への参加という意味がある。この点が学術研究のための社会調査と異なる。本稿のサンプルを、質問紙としての一定の水準を維持しつつ、策定過程への参加という目的を満たすことを意図しながら作成している。なおサンプルは身体障害を念頭ににしたことを断っておく。

2. 質問紙の構成

障害者基本計画は、医療、教育、就労、福祉サービス、地域生活等、障害者政策全体に関するものであるため、質問紙の内容もおのずと網羅的になるからである。質問数が多すぎると、回答者に負担を与えたり、回収率を下げたりするだけでなく、分析も困難になるので、重複部分は縮約して、できるだけ質問数を減らすべきである。身体、知的、精神の3障害共通の項目と独自のものを意識して作る必要がある。共通項目があれば、3障害間の比較分析ができる。過去の質問項目は、経時的变化を見るために、必要に応じて用いるべきである。

- (1) 趣旨説明と協力依頼。
- (2) 属性：基本属性、市内での居住地区等。中途障害者がいなかを判断する年齢の基準設定は難しいので、「その障害になったころは」と尋ねるのもよい。収入は、ここではなく、就労のところで尋ねてもよい。
- (3) ADL等の状況と、在宅サービス、コミュニケーション支援の利用。
- (4) 医療。
- (5) 地域生活、近隣とのつながり。
- (6) 就労。
- (7) 余暇（余暇の支援を政策化しないのなら、尋ねるべきではない）。
- (8) アドボカシー。
- (9) 差別体験。
- (10) 市への要望。
- (11) 自由記述。

3. 質問紙作成の手順

- (1) 目的を絞り込む

調査の第一歩は、目的を具体的に決めて焦点化することである。回答時間が30分を越えない方がよい。本当に調査をせねばならないのかどうかを考えなければならない。総合計画や地域福祉計画等の既存データで代用できるのであれば、わざわざ調査をする必要はない。自治体の政策の実績値や、通

常業務の日誌のほうが、調査を新しくするよりも、妥当性のあるデータを出すこともある。これらの方法では代用できない部分のみに焦点を絞って、質問紙を実施することも賢明である。

また、実態調査とニーズ調査とは区分されるべきである。前者は実情を把握して資料として残しておくことと、その結果何らかの課題を見つけることが目的になる。後者は、政策の立案にすぐに直結するような問題を見つけることが目的となる。このため、ニーズ調査はあくまでも政策立案を意識して、質問項目が作られることになる。

さらに、調査担当者は質問紙調査の限界として、全体的傾向が部分的に明らかになるに過ぎないこと、回答者の回答に対する具体的事情を把握できないこと等をふまえておくべきである。

(2) 対象者の抽出

目的が明らかになるにつれて対象者がはっきりしてくる。障害者基本計画ならば、障害者手帳保持者や医療費助成を受けている人が中心になる。また、総合計画や地域福祉計画等のデータがなければ健常者の住民に対して、障害者に関する意識を尋ねることも必要だろう。

調査は全数調査、サンプル調査のどちらでもよい。後者ならば、有意抽出よりも無作為抽出が必要である。この際、何を母集団にするのかが重要である。特に、複数の自治体が合併してできた市町村や、行政区から構成される大都市の場合には、市全体のサンプル数を決めてから各单位に比例割り当てをするのか、あるいは、各单位毎にサンプル数を計算して積み上げをして、市全体のサンプル数を決めるのか、どちらをするかによってサンプル数が変わってくる。前者の事実上の母集団は、市をひとくくりにしたものであり、後者においては各行政単位である。どちらを決めるかは時間的・金銭的成本と、政策の展開の予定次第である。

回収率を見込んだ上でサンプル数を決めなければならない。筆者の経験上、障害者施策の調査の回収率はおおむね40～50パーセント後半である。例えば信頼区間95%、標本誤差2%として標本数2500としよう。回収率を50%と見込めば、5000人に質問紙を配布せねばならない。2500人に配布

した場合、計算上1250人しか回収できなくなり、誤差があまりにも大きくなり、調査結果は使えなくなる。

(3) 素案の作成

素案を作成するにあたっては、以下のような手法で、盛り込むべき事項を集めてみる良い。以下の作業は、庁内、住民—行政、住民間合意にもなる。上述した構成毎に話し合いをすすめれば効率的である。ただし自治体として対応できないような事項は、住民に不要な期待感をもたせないためにも、原則、質問に入れるべきではない。例えば余暇支援をしないのならば、質問数を少なくするためにも、余暇の生活の様子を尋ねるべきではない。

- ・関係部局の職員を集めてグループディスカッションをする。
- ・自治体の政策の実績値や、通常業務で明らかになったこと、他の計画の結果の分析。
- ・障害者団体等のメンバーにグループディスカッションをしてもらう。
- ・他市のものを参考にする：地域特性に留意するだけでなく、調査を担当する職員の力量も考えること。高度な統計的分析を要する調査を活用できないことがある。

(4) 質問のワーディングと並べ方の留意事項

質問紙の設計上、最も難しいのは質問の言葉使い（ワーディング）と順序である。ワーディングの原則としては、質問文をできるだけ短く簡潔明瞭にすること、専門用語、誘導的質問を回避することなどがある。二重質問（ダブルバーレル質問）、ステレオタイプな表現、否定文の回避、回答者の文脈の設定、質問の順序の工夫（キャリアオーバー効果の回避）なども重要である。これらは例示をしたほうがわかりやすいので、以下、表1の例に沿いながら説明する。

①ダブルバーレル質問の回避：1つの質問で2つ以上のことを尋ねてはいけないことである。必要に応じて別々の質問にするべきである。例1は、市と社会福祉協議会が並列されているために、回答者が双方に違うことを期待す

表 1 質問例

例 1	あなたは市や社会福祉協議会に何を期待しますか。
例 2	あなたは市職員が障害者と接する際には人間性が重要と思いますか。
例 3	あなたは障害者の社会参加は進んでいると思いますか。
例 4	あなたは現在のホームヘルプサービスに満足していませんか。
例 5	あなたは本市において差別といえるほどの経験をしたことがありますか。 ① 1. はい 2. いいえ ② 1. はい 2. どちらかといえば、はい 3. どちらかといえば、いいえ 4. いいえ
例 6	あなたは今のホームヘルプサービスに満足していますか。 ① 1. 不満である 2. やや不満である 3. だいたい満足である 4. 満足である ② 1. 満足である 2. だいたい満足である 3. やや不満である 4. 不満である
例 7	障害があるために、「差別」というほどのいやな思いをすることがよくありますか。 1. ある 2. ない
例 8	あなたは、障害者についてどのようにお感じになっていますか。正しい答えはないので、必ず正直にお答え下さい。あなたが障害者の場合にもお答え下さい。
問 1	障害者は障害のない人より努力をしていると思いますか。 1. たいへんそうおもう。2. 少しはそう思う。3. あまり思わない。4. 全く思わない。
問 2	障害者は障害のない人より生活に困っていると思いますか。 1. たいへんそうおもう。2. 少しはそう思う。3. あまり思わない。4. 全く思わない。
問 3	障害者をあわれんではいけないと言われますが、そうはいつても、障害者はかわいそうだと思いますか。 1. たいへんそうおもう。2. 少しはそう思う。3. あまり思わない。4. 全く思わない。
問 4	障害者は福祉サービスを受けているので、障害のない人より優遇されていると思いますか。 1. たいへんそうおもう。2. 少しはそう思う。3. あまり思わない。4. 全く思わない。
例 9	
問 1	あなたは障害者のことに関心がありますか。 1. 関心がある 2. やや関心がある 3. あまり関心がない 4. 関心がない
問 2	あなたは障害者のために協力できることがあれば、協力しようと思いますか。 1. 思う 2. やや思う 3. あまり思わない 4. 思わない
問 3	あなたは障害者の社会参加は進んでいると思いますか。 1. 思う 2. やや思う 3. あまり思わない 4. 思わない
問 4	障害者の自立できる環境が進んできていると思いますか。 1. 思う 2. やや思う 3. あまり思わない 4. 思わない

る場合、回答できない。

②ステレオタイプな表現を回避：誰もが否定しようのないような、漠然とした用語を使うべきではない。例2の場合、人間性という言葉の意味自体が曖昧であるため、「話をゆっくり聞く」「わかりやすく説明する」といった表現に変えるべきである。

③回答者の文脈の限定：質問紙調査の根本的な限界として、回答者が想定した文脈がわからないことがある。特に、社会一般的な趨勢、当該自治体内に限った事情、あるいは回答者自身の個人的体験なのかがわかりにくい。回答の文脈を明らかにするには、どういう事情を考慮して欲しいのかを、質問文ではっきりさせるべきである。例3の場合、漠然としているので、「本市において」「あなた自身の生活からして」などという但し書きをしたほうがよい。

④否定文をつかわない：否定文は質問の意味の理解をさまたげることがある。例4の場合、「満足していますか」とするべきである。あるいは、不満度を尋ねたいのならば「不満ですか」とするほうがよい。

⑤質問の順序の工夫（キャリアオーバー効果の回避）：質問の順序が回答に影響を及ぼすことがある。直前の質問が次の質問の回答に影響を与えることをキャリアオーバー効果という。特に、具体的なことがらを質問した後で、一般的な意見を求める場合に回答が誘導されやすい。キャリアオーバー効果を完全になくすことは不可能にしても、誘導質問になるような順序は避けるべきである。

例えば、「本市の財政が厳しくなっていることを知っていますか」と質問した後に、「障害者福祉の予算を必要に応じて見直すことはやむを得ないと思いますか」と質問すると、逆の順序よりも、賛成意見が多くなる可能性がある。また、「障害者年金を不正に受給している人がいるのを知っていますか」と尋ねた後に、「障害者年金の受給審査を厳しくすることに賛成ですか」と聞いた場合にも、後の質問への賛成意見が多くなる可能性がある。

(5) 選択肢、回答欄の工夫

選択肢や回答欄においても、質問と同様に、ダブルバーレル、ステレオタイプな表現、否定文をさげなければならない。

また、「はい—いいえ」のような2件法の選択肢は、はっきりした回答を明らかにできるので、「ふつう」「どちらともいえない」のような、曖昧な選択肢を濫用するべきではない。ただし、2件法による回答が簡潔すぎる質問については、あえて「はい—どちらかといえばはい—どちらかといえばいいえ—いいえ」といった4件法ないし4段階の評定にするほうが、回答しやすいこともある。分析段階ないし考察段階では、前者2つを「はい」、後者2つを「いいえ」とすることも可能である。

例5では、①では、断定的すぎるために回答しにくいかもしれないので、②のように「どちらかといえば」という、やわらかな選択肢をつけてみることもできる。

評定法によって、あることに関する程度を尋ねる場合、4段階や6段階のように偶数の段階がよいこともある。5段階や7段階のような奇数段階の場合、真ん中の段階に回答が集まりやすいからである。また評定法はできる限り、選択肢の数字が大きくなるにつれて、程度も高くなるほうがよい。このほうが、答えやすく、分析もしやすいからである。

例6の場合、満足度を尋ねているのだから、①のように左から右にかけて、満足度があがるほうがよい。②ならば不満度を尋ねることになる。もちろん、分析段階で、数値の割り当てをなおせばよい（逆転項目として処理）ので、①も②も同じことを表していると言える。ただし、横書きの場合には一番左のほうに回答が集まりやすいこともありうる。質問者が一定吟味した上での回答を求めるのであれば、あえて、答えにくい順序にすることもよいだろう。程度をあらわす副詞の使い方に慎重にならねばならない。これらの副詞が表す具体的な頻度や程度は、回答者によって意味するところがバラバラだからである。例7の場合、質問文の「よく」を削除して、「1. よくある 2. ときどきある 3. あまりない 4. まったくない」のほうが適切である。

4. 構成順の留意事項

(1) 趣旨説明と協力依頼

趣旨説明と協力依頼の文書には、必要なことのみを簡潔明瞭に書くことが重要である。どの機関がどのような目的のために、誰に何をたずねるのかということと、プライバシー保護の説明は必須である。「ノーマライゼーション」「共生社会」といった理念を冗長に書く必要はない。調査の趣旨としての重要性が低いからである。協力依頼の文章が長くなると、回答者の負担感を増すからである。

宛名の本人が答えること、やむをえず代筆をする場合には、本人の意向が最大限に尊重されるべきことを明記しておかねばならない。言うまでもないが、代筆者（しばしば家族）と本人とでは利害が異なるどころか衝突することもあるからである。

(2) 質問

①基本属性：属性は、政策上の必要性に応じて尋ねるべきである。例えば、問6の居住地の分類は、その分類に基づいた政策を展開できるかどうかを考えたうえでおこなわねばならない。また小学校区、中学校区などあまりにも細分化して尋ねると、個人を特定できるので、回答者に不安をあたえる。このため、政令市の区、合併前の行政区、あるいは、地方都市における中心市街地と周辺（農村）部くらいの区分けのほうがよいこともある。

問9の関連項目として、障害者手帳の取得時期を別途尋ねることも可能である。発症時期と手帳取得時期とは異なることもあり、そのラグが、「手帳制度を知らなかった」「手帳をとるのに抵抗感があった」といった意味があるからである。

②日中の生活や社会参加の状況について：サンプルではトイレとしているが、排尿と排便では区分することもできる。四肢麻痺の人の場合、前者よりも後者において時間を相当要することがあるからである。また、回答の選択肢において、当然ながら、ボランティアというインフォーマルサポートと、支援費制度のヘルパーといったフォーマルサポートとは区分するべきである。

また問13の障害者団体に関する設問についてみてみよう。すべての団体やグループを回答欄に掲載することは不可能であるので、市が補助をしている団

体だけ載せることも可能である。ただし「行政おこかえの団体のみが目立つ」という批判があるかもしれないので、この質問自体をやめてもよい。そもそも障害者団体のあり方を政策として考ないのならば、不要な質問である。

③差別的な体験の質問：差別体験の質問は、「差別といえるほどの嫌な体験」というように、回答者がきわめてネガティブな体験のみを想定できるようにしたほうが、啓発事業の焦点化のためには、有効である。差別という言葉は曖昧であり、むしろ、極めて否定的な体験という意味合いのほうが妥当だからである。

④相談体制の評価：障害者相談委員、民生委員の活動について、単に知っているか否かではなく、活動の度合いを評価する質問があってもよいだろう。これらの相談制度は市民の側からの評価がほとんどないからである。

5. 健常者の障害者への意識を他の計画で尋ねる

地域福祉計画等、非障害者に対して、障害者への意識を尋ねることもできる。あるいは、障害者が別の障害者のことをどう思っているのかを知ることでもできる。

重要なことは、曖昧な尋ね方を極力避け単刀直入に尋ねることである（例8）。例9は、例8が率直すぎることによる代替案であるが、社会的な価値規範（社会的望ましさ）にそった回答が増えたり、具体的課題を抽出できなかったりする。

6. 質問とレイアウト

レイアウト上の重要な点は、質問と回答の統合と分割をうまくすることである。統合したほうが簡潔である場合もあれば、複雑になることもある。冗長であっても、回答者にとってわかりやすければ、分けたほうがよいこともある。

例えばサンプルの問10の日常生活動作の状態を尋ねる場合、介助の必要の度合いと、主な介助者とを別々に尋ねても良い（表2）。1つの質問に複数の下位の問いを入れたり、回答欄を複雑にしたりするよりも、分けた方がわかりやすいからである。どちらがよいかは、全体の質問数、ページ数から検討すればよい。

表2 回答欄のレイアウト

結合した場合

	一人ができる	時間はかかるが、 一人ができる	一部介助が必要	全面介助が必要
①食事	1	2	3	4
主な介助者	1. 家族 2. 親類 3. 友人 4. ボランティア 5. 支援費制度のヘルパー 6. その他・具体的に()			
②トイレ	1	2	3	4
主な介助者	1. 家族 2. 親類 3. 友人 4. ボランティア 5. 支援費制度のヘルパー 6. その他・具体的に()			

分割した場合

	一人ができる	時間はかかるが、 一人ができる	一部介助が必要	全面介助が必要
①食事	1	2	3	4
②トイレ	1	2	3	4

	1. 家族	2 親類	3. 友 人	4. ボランティア	5. 支援費 制度のヘル パー	6. その他 具体的に
①食事	1	2	3	4	5	
②トイレ	1	2	3	4	5	

7. 分析と活用

障害者基本計画の調査結果の分析には、策定関係者のコンセンサス作りや意見調整の意味合いがある。分析結果の提示があつて後に、委員による解釈という順序ではなく、分析と解釈とが一体になっているのである。各委員はこういう作業によって、「議論を尽くすことができた」「自分の意見を積極的に表明できた」という満足感や納得感をもつのである。

しかし、各委員が、データをじっくり読まずに、思いつきの感想を言うことがある。審議会の事務局は、委員がデータは十分に読み込むことができるよう、分析結果の留意点を示しておいた方がよい。例えば、(1)クロス集計の重要性、(2) 高度な統計的分析のあり方、(3) 自由記述の分析方法、(4) 調査の活用である。

(1) クロス集計の重要性

分析の重要な点は、クロス集計である。単純集計は当たり前で、分析というより、単なる作業である。一般的なクロス集計としては、年齢や、職の有無、障害の種類や程度といった基本属性と、サービスの利用状況あるいは差別体験との有無などとの組み合わせがある。また、サービスの利用状況同士をクロスさせることにも意義がある。

単純集計だけならば、せっかくの貴重なデータを政策立案に活用できない。例えば、ある自治体の水害時における、障害者の対応に関する質問紙を例にする。この質問紙では、障害者団体を対象にして、基本属性と、水害がおこったときの対応や不安、行政や近隣からの支援の有無、そして今後の政策について尋ねていた。興味深い結果の1つは、一定程度の障害者が自分の障害の状況について、事前に民生委員等の近隣の人びとに知らせておくことを望んでいることだった。一般的に言えば、プライバシー保護の観点から、行政は障害者の情報を、民生委員等の地域福祉の担い手に教えないようである。それゆえ、民生委員は、緊急時に障害者を支援しなくてもできないというもどかしさをもっていた。だが、民生委員への情報の開示を望む人が、今回の水害で実際に何らかの支援を受けた人なのか否かは、公表された結果からは検討することができなかった。クロス集計がなく単純集計だけだったからである。

これ以外にも様々な例を考えることができる。例えば、福祉施設の整備を望んでいる人が回答者の50%いるとすれば、その何人が施設入所の体験をしているのかを考えねば、その要望の意味合いが異なってくる。

どのようなクロス集計がよいかということ自体を審議会で検討することもよいだろう。このほうが委員は調査結果をより深く理解することができるからである。

(2) 高度な統計的分析は必要な場合にのみおこなう

高度な統計的分析をするべきかどうかは、調査の目的と、自治体職員や審議会委員等の関係者が分析結果を理解できるか否かによって決めるべきである。調査を専門にする委員やコンサルティング会社が、施策上有益な分析結果を出そうとするならば、調査に詳しくない委員にひじょうにわかりやすく

説明できるかどうかが重要になる。これが無理ならば、統計的分析が、単なる権威になって、委員による検討が無理になるばかりか、調査結果が独り歩きしかねない。無論、調査報告書の体裁を良くするためにすることは極めて不適當である。

筆者は、ある自治体の障害者基本計画策定のための実態調査における因子分析の結果を見てひじょうに驚いた。因子は、「身体障害者、生活、知的障害者、交通」というものだった。この結果が、障害者の実態という複雑な現象を、わかりやすく表しているとはどうてい言い難い。身体障害者や知的障害者のことを調査しているのだから、身体障害者、知的障害者という因子は同語反復である。因子分析とは、複雑で様々な要素が入り込んでいる事象を、数個の情報の束（因子）として記述する手法である。因子分析をするには事象を出る限り焦点化しておかなければならない。この例はあまりにも漠然としている。身体障害者あるいは知的障害者それぞれの日常生活の質問を取り出して分析したほうがよかっただろう。

単純な有意差検定は、サンプリングをしっかりとした手続きでしていることと、回収率を一定満たしていることが前提になる。自治体の調査では、母集団の想定を曖昧にして、サンプル数を適当に決めていることがしばしばある。またサンプル数を適切に決めたものの、各種台帳から恣意的にサンプリングをしていることがある。こういうサンプリングの場合には、有意差検定は基本的にはおこなってはならない。有意差検定は、ランダムサンプリングされたサンプル集団における結果から、母集団を推測する手法だからである。ランダムサンプリングをしていないならば、サンプルと母集団という設定自体が成り立たないのである。

また統計的な有意差が得られたことと、その結果の現実的意味合いとは別物である。例えば、障害者団体への助成金の廃止の賛否を問うた結果、賛成意見が多数を占めたとしても、すぐに廃止になるのではなく、その理由を考えなければならなくなる。

(3) 自由記述の分析方法

自由記述の分析とは、KJ法を参考にして、グルーピングと各グループの

相関図を提示することで、そこから何らかのメッセージを出すことである。回答用紙書かれていることをそのまま羅列して分析結果とする自治体があるが、これは分析ではなく、単なるデータの整理である。

①施策分野内の分析：KJ法は、サービス、医療、地域生活、就労、余暇、アドボカシー、差別体験というように、分野内で最初に行って結論を出すべきである。あらゆる自由記述をひとまとめにしてKJ法をすると内容が多様になりすぎるからである。学術研究ではすべてのデータを一括して分析することもあるが、自治体の調査では施策分野という枠組みがあらかじめあるので、分野ごとにまとめるほうが分析結果を活用しやすい。

②分野横断的な分析：その上で、各分野間に共通する内容を見いだすことが必要である。例えば、医療、サービス、アドボカシーの推進という3分野においては、利用の手続きの煩雑さ、施策内容がわかりにくい、専門職の充実といったことが分野間に共通しているかもしれない。分野横断的に抽出できることをまとめてみると、施策分野を超えた結果がわかり、自治体全体の課題も明らかになるだろう

報告資料を作る際には、回答の素データからどういう手続きを経て結果を出したのかを明示することが必要である。これによって各委員が分析手法への意見を出しやすくなるからである。「何となく分析したらこうなった」といった提示は、分析者に対する不信感を助長するだけである。

また、素データと分析結果との双方を準備すれば、委員はデータを理解しやすくなる。自由記述のような質的データの分析では、具体的な素データと、そこから抽象度を上げて提示された分析結果との双方をバランスよく委員や市民に伝えることが重要だからである。

これらの作業を委員会の部会で丁寧に行い、そこで出た意見をまとめるのも、議論の活性化とデータの理解の促進には有効である。

(4) 調査の活用

以上のようにして得られた結果を関係者はどのように活用すべきなのだろうか。単なるフリーディスカッションだけでは議論が散漫になる。そこで筆者はある市の計画策定に際して、次のような論点を提示して調査結果の有

効活用をした。単純集計や簡単なクロス集計のデータを委員に送付して、各々が以下の論点を会議の前に考えておくのもよい。

- ①各委員が意外に思ったこと、あるいは、自分の考えと同じだと思ったこと。
- ②計画に是非反映させたいこと（新規政策、現状の変更）。
- ③結果を追認するのか、あるいは、改善するために積極的に働きかけるのか。例えば、「福祉サービスは不要」という結果が大勢を占めたとき、「サービス整備を少なくする」のか、不要とする理由を考えたり、利用を打診してみたりするのか。
- ④無回答の割合がひじょうに多い場合、その理由を検討する。質問内容が難しかった、回答者にはなじみにくい質問だったから、等々。

議論が終われば、委員会としての調査結果の結論を一定程度まとめておくとよい。審議会が認識する事実の確認と意味合いや、後々の議論が同道巡りになることを避ける利点があるからである。

8. 今後の課題

本研究では、自由記述の分析については十分には論じることができなかった。本来的には、数量的な項目と自由記述とをつきあわせて、当該質問紙全体としての結果を出すべきである。そしてグループ・インタビューやワークショップといった他の手法とのつきあわせが必要になってくる。この課題については、方法論の本格的な論考を要するので、稿をあらためてとりくみたい。

付記

本研究は、筆者がかかわっている自治体の担当者、またその住民の皆様から学ばせていただいたことによるものであり、感謝申し上げます。本研究は、(財)みずほ福祉助成財団「市町村障害者基本計画策定における行政と住民の協働のモデル」(研究代表者 田垣正晋)の成果を大幅に改編したものである。